

川越市・川島町地域内で 用途変更、空テナント入居、 建物の増改築を始められる方へ

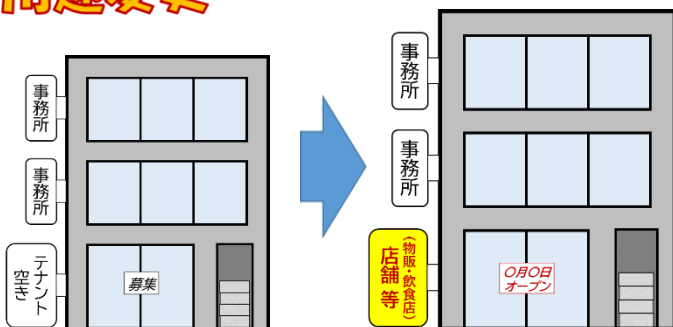


こんな時は必ず消防署へ事前相談を

事前の届出や、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります！

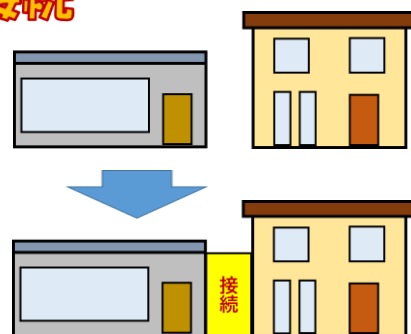
用途変更

建物の全部又は一部の用途を変更する場合



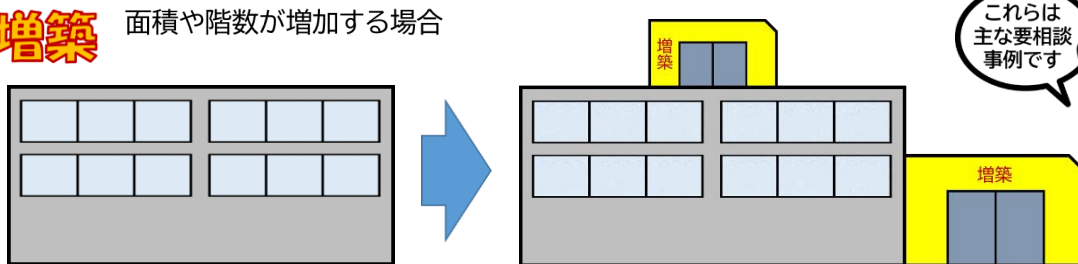
接続

隣接する建物同士を接続する場合



増築

面積や階数が増加する場合



消防法に違反した場合

建物情報の公表	行政処分の対象
消防局のホームページに建物の違反情報を掲載し、建物の危険性をお知らせする場合があります。	消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

消防法違反となる原因の多くは、建物の増築・接続、用途変更によるものです。
大切な従業員やお客様を守るため、まずは消防署へお電話を！！

建物の事前相談等につきましては、下記の所轄消防署へお問い合わせください。			
川越北消防署消防課	049-226-7290	川越中央消防署消防課	049-242-1194
川越西消防署消防課	049-231-1197	川島消防署消防課	049-297-1979
※建築確認申請を伴う建物の事前相談につきましては、予防課へお問い合わせください。			
川越地区消防局予防課		049-222-0744	